

春日市放課後児童クラブ利用料金補助金交付申請書兼委任書

(宛先) 春日市長

申請者（保護者）

住所 春日市 原町3丁目1-5氏名 春日 花子電話番号 (092) 584 - 1111

私は、次の同意内容に同意した上で、春日市放課後児童クラブ利用料金補助要綱第5条の規定に基づき、令和7年度の放課後児童クラブの利用料金に対する補助金の交付を申請します。

なお、当該補助金の交付の請求及び受領に関する一切の権限を春日市放課後児童クラブの指定管理者に委任します。

【同意内容】

- 所得状況については地方税法等の規定に基づく課税台帳等により、世帯の状況等については住民基本台帳法に基づく住民基本台帳等により確認されることに同意します。
- 下表の「申請の理由」の1又は5に該当する場合は、生活保護台帳又は就学援助台帳を閲覧されることに同意します。
- 春日市放課後児童クラブの指定管理者に補助金の交付決定の内容に関する情報を提供されることに同意します。

クラブ名	(チャイルド) クラブ
利用する児童	
ふりがな かすが たろう 氏名 春日 太郎 (1 学年)	平成 30 年 4 月 2 日生 通年 4 月から・春季4月・夏季・冬季・春季3月
ふりがな かすが やよい 氏名 春日 弥生 (2 学年)	平成 29 年 8 月 8 日生 通年__月から・春季 4 月・夏季・冬季・春季3月
ふりがな 氏名 (学年)	平成 年 月 日生 通年__月から・春季4月・夏季・冬季・春季3月
申請の理由 (該当する番号を○で囲んでください。)	※理由が、2、3又は4に該当する場合は、それぞれを証明する書類を添付してください。
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯である。
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯である。
3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親の世帯である。
4	市町村民税が非課税世帯である。 ※ <u>令和7年</u> 1月1日現在、春日市に居住している場合、証明する書類の添付は不要です。
5	準要保護児童認定を受けている(教育委員会による就学援助を受けている。)

利用(予定)区分に
○を付けてください

※ 補助金の交付の決定後は、毎月お支払いいただく利用料金の額が、補助金相当額を差し引いた額となります。既に利用料金を納付された月の補助金相当額については、他の月の利用料金に充当します(充当する他の月の利用料金が無い場合は、還付します。)

※ この書類に記載された内容が事実と異なる場合は、春日市放課後児童クラブ利用料金補助要綱第9条の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。